

宗像市長 谷井博美様  
宗像市議会議長 田中時宗様

宗像市監査委員 岩本隆志  
宗像市監査委員 石松和敏

### 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について下記のとおり報告する。

#### 記

#### 1 監査の概要

- (1) 監査委員 岩本隆志 石松和敏
- (2) 監査実施期日 平成24年2月23日（木）
- (3) 監査対象機関 経営企画部 世界遺産登録推進室
- (4) 監査の範囲 平成23年度 世界遺産登録推進室の事務事業（別表）

#### 2 監査の方法

世界遺産登録推進室所管の事務事業について、関係法令及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて実施した。監査にあたっては、予算の執行状況及び関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

#### 3 監査の結果

提出された書類に基づいて監査を実施した結果、事務事業についておおむね適正に執行されているが、次の点について指摘する。

##### (1) 委託料に関する事蹟について

次の点について、事務処理を適正に行われたい。

##### ア 世界遺産・観光PR用ファイルバッグ制作業務委託について

本業務は、世界遺産登録推進室と商工観光課がそれぞれ50パーセントの委託料を負担するものであり、見積依頼起案及び起工伺は世界遺産登録推進室、商工観光課ともに決裁しているが、完成検査調書に関しては、世界遺産登録推進室の決裁が行われていない。

##### イ 世界遺産ガイドダンス施設など3D映像ソフト作成業務について

見積依頼起案及び起工伺に記載された内容は、通常の委託業務であるが、九州大学との間に締結された契約書の表題は「共同研究契約書」となっている。また、履行期間は平成23年4月1日から平成24年3月30日であるが、成果物が納品されていない状況で、委託料の全額を平成23年5月12日に支出している。

(2) 補助金に関する事蹟について

宗像市世界遺産登録推進活動事業補助金において、交付決定に係る起案文書には、市補助金等交付規則第5条に定められた審査等に関する具体的な記述がない。また、交付申請書に添付されている「平成23年度宗像・沖ノ島世界遺産市民の会予算」に補助対象経費が明確に記載されていないにもかかわらず交付を決定し、概算払いとすべき支出を通常払いで行っているため、事務処理を適正に行われたい。

別表 平成23年度 世界遺産登録推進室の事務事業（提出書類）

区分	提出帳票台帳・資料の内容	台帳類	資料
個別資料	世界遺産推進会議に関する事蹟	○	○
	需用費に関する事蹟（別記）	○	○
	委託料に関する事蹟（別記）	○	○
	補助金に関する事蹟（別記）	○	○
共通資料	定期監査調書		○
	復命書（宿泊を伴うもの）	○	○
	負担金交付台帳（財政課提出分・交付先の決算書等含む）	○	○
	時間外勤務命令簿		○
	出勤簿		○

(別記)

平成23年度 需用費に関する事蹟

1	「世界遺産登録活動の軌跡」冊子増刷業務
---	---------------------

平成23年度 委託料に関する事蹟

1	世界遺産・観光PR用ファイルバッグ制作業務委託
2	世界遺産ガイダンス施設など3D映像ソフト作成業務

平成23年度 補助金に関する事蹟

1	宗像市世界遺産登録推進活動事業補助金（宗像市元気なまちづくり基金）
---	-----------------------------------